

## 経営協議会議事要録

1. 日時 平成17年1月18日(火) 15:00~17:00
2. 場所 事務局3階 大会議室
3. 出席者 遠藤(学長・議長)  
昆, 三國, 棟方, 神田, 藤田(正), 渡邊, 高橋, 岡井, 小田切, 櫛引,  
武田, 安田の各委員  
永井監事  
欠席者 石戸谷, 中村, 藤田(喜)の各委員  
事務局陪席 吉田総務課長, 千葉財務課長, 和田経理課長, 京野契約管理課長
4. 配付資料  
資料1 平成17年度国立大学法人弘前大学予算配分方針(案)  
資料2-1 平成17年度国立大学法人運営費交付金内示額  
資料2-2 平成17年度概算要求新規主要事項内訳(部局別)  
資料3 平成17年度国立大学関係予算の政府案決定と今後の対応について  
資料4 国立大学の授業料標準額の改定について  
資料5 声明文「国立大学授業料の値上げについての再考を」

議事に先立ち、学長から年頭に当たっての挨拶及び前回本協議会以降の本学の動きについて報告があった後、10月19日開催の経営協議会議事要録(案)の確認が行われ、承認された。

### 5. 審議事項

#### 議題1 平成17年度国立大学法人弘前大学予算配分方針について

議長から、平成17年度の予算配分方針(案)について諮りたい旨の発言があった。

引き続き、三國財務担当理事から資料1に基づき、予算配分方針の各項目について平成16年度の予算配分方針との違いなどの説明があった後、関連して資料2-1及び資料2-2に基づき、本学の運営費交付金の内示額及び概算要求新規主要事項の内訳について説明があった。

続いて、次のような意見交換があった。

項目6で「特別教育研究経費」で採択された事業については、戦略的事業として取り扱うことになっているが、教育COEなど応募型の教育改善経費は含まれるのか。

教育COEなど応募型の教育改善経費が採択された場合は、予算は別立てになる。平成17年度の予備的経費を学生納付金収入予定額の2%相当額を当てることになっているが、どのくらいの金額になるのか。

概ね8,000万円くらいになると思われる。

平成16年度の予備的経費と比べて同じくらいの額になるのか。

平成16年度の予備的経費から附属病院の診療経費を差し引いても、平成17年度の予備的経費は少ない額になる。

運営費交付金は、支出の見込みに基づき配分されるのか。

運営費交付金の算定方法は、中期目標・中期計画期間中の6年間に変えないという方針が示されており、さらにシーリングをかけるということから、これ以上運営費交付金の基本的な総額が増えることはない。

運営費交付金で増える要素としては、概算要求する新規主要事項だけになる。運営費交付金は、平成16年度をベースにして複雑な算定ルールに基づき行われるので、見える形としては、効率化係数や附属病院の経営改善係数などにより減らされるということになる。外部資金などにより財源を確保するしか方法はないものと思われる。

人件費に関しては、平成15年度の人件費の額をベースにして算定され、効率化係数がかけられていく。増える要素としては、概算要求という形をとって特別教育研究経費を増やすしかない。ほかの部分はルールに基づき決まることになる。経営努力の結果により、経費が削減され剰余金が生じた場合、翌年度に繰り越せるようにしたのは評価できる。

基本は、収入が支出を上回ることだと思う。会社だと利益という形になるが、少しずつ剰余金を増やしていくという考え方はできるのか。

運営費交付金を剰余金として残すことは無理だと思われるが、委任経理金は可能と思われる。ただし、どのような形で剰余金を残すかは問題である。

剰余金の扱いについては、初めて行うものであり、これから詰めていかなければならない。

学長の方針として地域密着型の大学を目指すということであるが、農業県である本県の特徴を生かし、医学部や農学生命科学部を活用した食の安全、安心、健康をテーマとする無農薬栽培等の事業を概算要求として申請できないのか。

平成17年度の概算要求に金木農場の精米関係の機械を出し、文部科学省の省議は通ったが、財務省の段階で落とされてしまった。また、外部資金に公募しているものが何件かあるが、不採択になっている。そこで、学長裁量の戦略的経費で学内から重点的研究を募り実施している。

予算を得るためには、文部科学省だけではなく、県や農協などとのタイアップでも得られるのではないか。弘前大学が地域密着型で事業を行えば、もっと特徴が出るのではないか。弘前大学には、農学生命科学部や医学部さらには理工学部まであるので、連携すればもっと特徴が出てくると思われる。本県だけではなく、東北6県にも弘前大学をアピールして欲しい。

農学生命科学部では、県の試験研究機関と会合を持ち、農学生命科学部の研究成果を基に一緒にできる事業について検討中である。また、北東北の目玉になるであろう「冬の農業」について東北地区の農業試験場が中心になって国の研究機関に資金援助をしてもらえよう検討を進めている。

官に力を付けてもらうのもそうだが、長期的に見ると民とのタイアップが必要で

ある。そうでなければ共同事業は長続きしない。

地域密着型ということで附属病院にヘリポートをなぜ作らないのかという意見があるが、工事費、ランニングコスト及び高次医療を行う附属病院の役割を考えた場合、大きな問題がある。特に救急医療については、教育的にも必要な領域ではあるが、むしろ行政が主体性をもってもらわないとならない問題である。

産学官の連携に関して理系学部の連携が多いが、文化系の学部での産学官の連携はないのか。

人文学部や教育学部では、町おこし、村おこし及び福祉の問題に係ることや経営・経済の面で市町村の施策立案に係る相談を行っているが、組織化されるところまでは至っていない。

白神山地に係る総合的な研究の成果を、本学の出版会から冊子として出すことになっているが、その中には、人文学的な研究グループの成果も掲載している。

項目11で間接経費の積算されていない外部資金について、一律その受入額から5%の額を控除する旨記載されているが、(案1)と(案2)のどちらの方針にするのか。

内容的には同じことであり、説明の仕方が違うだけである。標記の仕方については、学長に一任してもらいたい。

続いて、議長から、平成17年度の予算配分方針(案)について諮られ、原案どおり了承された。また、具体的な予算配分(案)については次回の本協議会に提案したい旨の発言があり、併せて了承された。

## 6. 報告事項

### 1 平成17年度予算内示について

議長から、審議事項1「平成17年度国立大学法人弘前大学予算配分方針について」で説明しているので省略したい旨の発言があった。

### 2 授業料標準額の改定について

議長から、資料3から資料5に基づき、次のような授業料標準額改定に係る説明があった。

国立大学が法人化される時、授業料については一定の範囲の中で各国立大学法人が自由に設定でき、各国立大学法人の自己収入になるという説明が文部科学省からあった。

従来、国立大学の授業料が改定されてきた理由としては、私立大学の授業料に近づけるということのようであった。

昨年12月8日に開催された国立大学協会臨時総会で国立大学協会会長から、財務省及び文部科学省から平成17年度に授業料標準額の改定が予定されている旨の話があったという報告があった。

国立大学協会としては、授業料の値上げは、学生の経済的な面で問題が大きいこと、これまで文部科学省が授業料は各国立大学法人で自由に設定できる旨の説明

をしてきたこと、運営費交付金の配分に直に影響するようなシステムになっていることなどから授業料標準額の据え置きを要望書として提出することにした。国立大学協会臨時総会の決議を受けて、国立大学協会会長が要望書を財務省及び文部科学省に提出したところ、授業料標準額の改定は避けられない状況にあることを確認した旨の連絡が昨年12月14日に国立大学協会会長からあった。本県の財政状況等を考えると授業料の値上げは非常に厳しいものであり、入学志願者数に影響があるという問題があることから、北東北国立3大学（岩手大学、秋田大学、弘前大学）の学長が連名で昨年12月20日に反対声明を出した。昨年12月21日には、本県選出の国会議員をまわり、本県の経済事情その他を説明し、授業料標準額の据え置きを要望したが、閣議決定が予定されていることから非常に厳しいのではないかとことを言われた。また、翌12月22日には、本県知事（代理：副知事）及び県教育長にも同様な説明をし、理解を求めた。昨年12月24日に国立大学協会から、同日平成17年度の政府予算案が閣議決定されたため、授業料標準額が改定される予定になったことから、各国立大学法人において授業料を値上げする場合には、学内にきちんと説明をして欲しい旨の連絡があり、1月14日には、仙台市で文部科学省から授業料標準額の改定についての説明会があった。

本学の学生は、約40%が本県出身者であり、本県の経済事情や大学進学率を考えると学生の経済状態は非常に悪く、本県出身学生の約半分が授業料免除を申請している状況である。

授業料免除は、より多くの学生を救済するために、半額免除者を増やしているが、免除額の総枠が決められているため限界になっている。

運営費交付金は、授業料標準額を基に算定されるため、値上げしない場合は、約1億円の差額が出る。本学の全教員が研究費等の減額（各学部約2000万円）を我慢すれば差額分について対応できるが、従来どおり2年ごとに授業料の値上げがあるとすれば、2年後にはさらに大きな差額が出ることになり、その際に授業料を値上げをしようとした場合に学生へどのように説明するかなどの問題が生じる。

授業料標準額の改定については、本学の経営にとっても非常に重要な問題であることから、今後、授業料の仕組みなどの学生への説明会（2月10日開催）を経て、教育研究評議会からの意見を踏まえ、3月末の授業料等省令の改正前までに本学の方針を決めたい。

引き続き、議長から、授業料標準額の改定について各委員に意見を求めたところ、大学の経営面及び後年度への影響を考えると、値上げもやむを得ないと思われるが、管理費の節減や適正な予算の執行など、値上げを理解されるような方策や教育を充実させることが必要であるという意見が大勢を占めた。

7. 次回の会議の開催について

議長から、次回の本協議会の開催は、次のとおりとしたい旨の発言があった。

次回 平成17年 3月15日(火) 13:30～

以 上